

(5) 重複応募制限の特例

(研究計画最終年度前年度の応募)

- ① 「特別推進研究及び、基盤研究（基盤研究（B・C）応募区分「特設分野研究」を除く。）の研究課題のうち当初内定時の研究期間が4年以上のもの又は若手研究（※1）の研究課題のうち当初内定時の研究期間が3年以上のもので、令和3（2021）年度が研究期間の最終年度（※2）に当たる研究課題（継続研究課題）の研究代表者」が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築することを希望する場合には、「研究計画最終年度前年度の応募」として応募することができます。

なお、一つの継続課題を基に、この特例により今回の公募で新たに応募できる課題数は、**1課題**に限ります。

（※1）平成29（2017）年度以前に採択された「若手研究（A・B）」についても同様の取扱となります。

（※2）産前産後の休暇、育児休業の取得又は海外における研究滞在等により研究を中断したことに伴い研究期間を延長した研究課題の場合、延長後の最終年度を指します。

- ② 「研究計画最終年度前年度の応募」により、新たに応募することができる研究種目は、「特別推進研究」、「基盤研究（S）、基盤研究（A・B・C）」です。

ただし、若手研究、若手研究（A・B）の研究課題を基に、新たに応募することができる研究種目は、若手研究の研究課題のうち研究期間が4年以上の研究課題、又は、若手研究（A・B）の研究課題のうち研究期間が4年の研究課題は「基盤研究（S）、基盤研究（A・B・C）」、研究期間が3年の研究課題は「基盤研究（S）、基盤研究（A・B）」となります。

研究計画最終年度前年度の応募が可能な継続研究課題	新たに応募することができる研究種目
特別推進研究、基盤研究（S・A・B・C）の研究課題のうち、4年以上の研究課題（応募区分「特設分野研究」を除く。）	特別推進研究、 基盤研究（S）、 基盤研究（A・B・C）
若手研究の研究課題のうち、研究期間が4年以上の研究課題	基盤研究（S）、 基盤研究（A・B・C）
若手研究（A・B）の研究課題のうち、研究期間が4年の研究課題	基盤研究（S）、 基盤研究（A・B・C）
若手研究、若手研究（A・B）の研究課題のうち、研究期間が3年の研究課題	基盤研究（S）、 基盤研究（A・B）

- ③ 基盤研究（B・C）応募区分「特設分野研究」の研究課題を基に、「研究計画最終年度前年度の応募」として新たに応募することはできません。

- ④ 「研究計画最終年度前年度の応募」による新規応募研究課題と、その基となる継続研究課題との間においては、**重複制限は適用されません。**

ただし、これらの研究課題と、同一の研究代表者による他の応募研究課題（継続研究課題を含む。）との間においては、重複制限が適用されます。

- ⑤ 「研究計画最終年度前年度の応募」として新たに応募し、採択された**研究種目が基盤研究（A・B・C）**の場合には、**その基となった継続研究課題に係る令和3（2021）年度の科研費（補助金分）は交付されず、科研費（基金分）は令和2（2020）年度をもって廃止する必要があります。**また、**新規応募研究課題の研究種目が特別推進研究又は基盤研究（S）の場合には、交付内定時期が4月下旬以降となるため、継続研究課題の交付が行われることがあります。**交付された場合であっても、**廃止した上で全額返還する必要があります。**

このため、**新規応募研究課題の研究計画調書は、令和3（2021）年度の継続研究課題の研究計画を実施するに当たって必要となる経費を含めて作成してください。**なお、この際、研究代表者は、継続研究課題の研究成果報告書を令和4（2022）年6月30日までに提出しなければなりませんので、当該報告書に係る経費も含めて作成してください。

(研究期間の延長に伴う重複応募制限の取扱い)

- ① 科研費（基金分）と科研費（一部基金分）で、最終年度に研究期間の延長（産前産後の休暇、育児休業の取得又は海外における研究滞在等により研究を中断したことに伴う場合を除く。）を行う場合には、研究期間を延長した研究課題と、新たに応募しようとする研究課題の間においては、**重複制限は適用されません。**
- ② ただし、新たに応募しようとする研究課題と、同一の研究代表者による他の応募研究課題（継続研究課題を含む。）との間においては、重複制限が適用されます。